

広域行政調査特別委員会記録

開催日時 平成24年11月26日(月) 13:02~13:58

開催場所 第1委員会室

出席委員 7名

井岡 正徳 委員長

今井 光子 副委員長

尾崎 充典 委員

藤野 良次 委員

畠 真夕美 委員

奥山 博康 委員

梶川 虔二 委員

欠席委員 1名

新谷 紘一 委員

出席理事者 松谷 知事公室長

中山 地域振興部長 ほか、関係職員

傍聴者 なし

議 事

(1) 報告事項

(2) その他

会議の経過

○井岡委員長 ただいまから広域行政調査特別委員会を開会いたします。

なお、本日の欠席は新谷委員です。畠委員は少しおくれられると連絡を受けておりますので、ご了解願います。

本日は、常時出席を求める理事者のほかに、松丸知事公室次長、それから中澤防災統括室長、栢井税務課長、馬場林業振興課長に出席を求めていますので、ご了解願います。

それでは案件に入ります。関西広域連合の最近の議論、第93回近畿ブロック知事会議について、国出先機関の地方移管に関する動きについて知事公室長からご報告を願います。

○松谷知事公室長 それでは、お手元に配付しております広域行政調査特別委員会資料に基づきまして3点、関西広域連合委員会の最近の議論、第93回近畿ブロック知事会議の概要、国出先機関の地方移管に関する動きについて、ご説明を申し上げたいと思います。

まず、お手元の資料の1ページ、関西広域連合委員会の最近の議論ですが、第26回関西広域連合委員会は平成24年10月21日に開催されて、この冬の電力需要等について議論されました。この連合委員会での議論を受けて、関西広域連合ではこの冬の電力需要対策として、平成22年度の冬と比較して6%を目安とし定着した節電の着実な実行を呼びかけることを決定されました。また、原子力防災と電力供給に関して政府、関係省庁に申し入れを行われました。

次に、近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定の締結については、関西広域連合と各府県の間で協定を結び網羅的な防災連携体制にするため、関西広域連合と関西の府県との間で基本協定を締結することについて、平成24年10月25日の近畿ブロック知事会議に諮るとされました。近畿ブロック知事会議の内容については後ほど説明をさせていただきます。

そのほか記載の事項について協議、報告がありました。

2ページでは、先週木曜日に開催された第27回関西広域連合委員会について説明をいたします。関西広域連合委員会では、初めに国出先機関対策についての協議をされました。井戸関西広域連合長から国の特定地方行政機関の事務等の移譲に関する法律案について報告があり、衆議院議員選挙において国出先機関の地方移管を政策として位置づけ、推進することを各政党に求める声明を発出することが提案されました。

次に、平成25年度主要事業、予算について担当委員、事務局から説明がありました。

さらに関西広域連合長の選挙については、兵庫県知事の任期が終わる来年7月までになりますが、井戸連合長が再選されることになりました。

それでは、第93回近畿ブロック知事会議の概要について3ページをごらんいただきたいと思います。第93回近畿ブロック知事会議は、平成24年10月25日に福井県で開催されております。会長県である福井県で行われた第93回目の議題は、(1)防災対策及び広域インフラの整備促進から、(3)その他、森林・林業再生のための新たな支援策についてまでであり、幅広いテーマ、分野について議論が行われました。

まず、第1の議題は防災対策及び広域インフラの整備促進についてでしたが、南海トラフ巨大地震対策の強化についてとして、南海トラフ巨大地震による被害想定地域を対象とした法律の早期制定の必要性などについて議論され、近畿ブロック知事会議として国へ要望することが合意されました。

また、近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定については、案のとおり協定を締

結することが合意されました。これについては、後ほど防災統括室長よりご説明があると思います。

次に、広域的な交通のリダンダンシーの確保についてとして、南海トラフ巨大地震による甚大な被害が想定される近畿圏域の知事会として国へ要望することが合意されております。

4 ページ、ここでは、災害時におけるリダンダンシーの確保の観点から、ミッシングリンクとなっている新名神高速道路及び近畿自動車道紀勢線の早期整備について国へ要望することが合意されました。また、今年度で終了予定の地方特定道路整備事業及び地方道路整備臨時貸付金の制度延長については、一括交付金も含めた道路整備全体の財源確保という当日の議論を踏まえて国に要望することとされました。またさらに、近畿北部における高速道路ネットワークの活用についても提案した福井県の趣旨を確認し、了承されております。

第2の議題は、文化事業等の推進についてでした。まず、文化首都関西の魅力発信についてとして、各府県で実施する文化的イベントと連携して取り組むことが確認されております。

5 ページ、議題2の文化事業等の推進の2点目として、文化振興を図るための古典の日の推進などについて活発な議論が行われました。また、当県からは東アジア地域との連携促進についてとして、東アジア地方政府会合や東アジアサマースクールについて報告をし、各府県の積極的な参加を要請いたしております。

最後に、資料の5から6ページにわたる、議題3のその他では、地方税体系の充実強化など近畿府県が抱える5つの議題について議論され、いずれも近畿ブロック知事会として国に要望することとなりました。

奈良県としては、今後ともこのような近畿ブロック知事会の活動を通じて近畿府県との円滑な連携を図ってまいりたいと考えております。

それでは、11ページをごらんください。

○井岡委員長 先に、リダンダンシーの確保の観点からミッシングリンクとなっていると、これを説明していただけますか。

○松谷知事公室長 後でよろしいですか。説明が終わったらということ。

○井岡委員長 はい、後で。

○松谷知事公室長 国出先機関の地方移管に関する動きですが、平成24年11月に入っ

てから、慌ただしく地域主権戦略会議及びアクション・プラン推進委員会が開催され、1月15日、国の特定地方行政機関の事務等の移譲に関する法律案及び国の出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲についてが閣議決定されました。新たな対応として、この法律枠において大規模災害等においては、大臣から特定広域連合の長への指示があった場合は直ちに当該指示に関する措置をとらなければならない旨の対応義務が法案に追加されました。また、国出先機関の地方移管に当たっては、できる限り市町村の意見を反映させるといった一定の責務規定が追加されております。閣議決定はされましたが、臨時国会への法案の提出は見送られております。

12ページ、閣議決定を受けて全国市長会、全国町村会では、遺憾であるとの声明が発表されております。また、全国知事会、関西広域連合では閣議決定を評価する声明を発表しておられます。

以上、国出先機関の地方移管に関する動きについて説明を終わります。

○井岡委員長 では、リダンダンシーとは。

○松谷知事公室長 簡単に申し上げますと、リダンダンシーというのは、要するに、例えば東海道新幹線が今走っておりますけれども、東海道新幹線に災害が起こるといった場合、東海道新幹線に沿って幹線鉄道もつくると同じように被害を受けるので、その地域と一定の距離を置いて、新たな幹線をつくることによって被害を避けられるというのがリダンダンシーの考え方です。

それから、ミッシングリンクというのは、要するにそれがちゃんとつながっていないということです。つなげたいのにつながっていないということを今この要望の中では申し上げている状況でございます。よろしいでしょうか。

○井岡委員長 これは、新名神高速道路と近畿自動車道とのことを書いているだけで、新幹線には話題が出なかったと……。

○松谷知事公室長 その話を、今わかりやすく申し上げただけで、道路も同じ状況だということですよ。

○井岡委員長 リニア中央新幹線は話に出なかったわけですか。

○松谷知事公室長 リニア中央新幹線は出ていません。(発言する者あり) ミッシングリンクですか、リダンダンシー。英語と理解しております。今言ったように、迂回とか回避といった意味だと思います、調べておきます。(発言する者あり) 名詞か形容詞かも調べておきます。

○井岡委員長 ではまた後でよろしく申し上げます。

次に、近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定を防災統括室長からご報告願います。

○中澤防災統括室長 近畿圏の危機発生時の相互応援に関する基本協定についてご説明をいたします。

先ほど見ていただいた広域行政調査特別委員会資料の7ページに基本協定案がついておりますので、ごらんいただきながらと思います。経緯を申しますと、まず、近畿圏の災害時等におきます相互応援でございますが、平成7年に発生いたしました阪神・淡路大震災を受けて平成8年2月に近畿2府7県で、震災時の相互応援に関する基本協定が締結されて、それがもとになっております。その後、平成18年に地震だけでなく危機管理全般を対象とするという改定がなされまして、現在も平成18年に締結した近畿2府7県の危機発生時の相互応援に関する基本協定でもって、近畿圏の府県の相互応援を実施しているところでございます。

今般、知事会で合意されましたのは、この協定に関西広域連合が加わるという形で見直しをされるものでございます。7ページですが、まず、前文のところ、協定当事者、従前の近畿2府7県に関西広域連合が新たに加わるという改正がなされています。

それから、第1条ですが、ここは特に変わっているところはございませんが、対象とする災害は災害対策基本法に定める災害のほかに、国民保護事案や、その他緊急事態に対応していこうということで、このあたりは従前と同様でございます。

それから、大きく変わった点は、第2条で、関西広域連合が福井県、三重県、奈良県と協議をいたしまして、その協議を踏まえて応援、受援、府県間の調整を行うことになっております。従来は府県ごとに担当する応援主管府県が決まっております、そこが調整を行うことになっておりましたが、この調整機能を関西広域連合が持つ形になっております。

それから、第11条、第12条のところ、平常時には防災訓練を実施しますという規定ですとか、このあたり従前と同じですけど、従前、近畿圏で持っておりました協議会にかえて意見交換の場として連絡会議を設置して開催することが、規定されております。

関西広域連合の役割でございますけれども、先ほども申しましたように被災県に対します広域応援に関する調整を行うという機能でございます、広域連合はこの調整を行うに際しましては、連携県であります福井県、三重県、奈良県の3県とまず協議を行うと、その協議を踏まえて調整を行うという規定になっております。なお、実際の応援活動は従前と

同様、各府県が行う形の協定でございます。府県間の連携につきましては、これまでも積み重ねてきた協力関係というものを踏まえまして、今後も引き続き維持されるものと考えております。以上でございます。

○松谷知事公室長 リダンダンシーとは英語で、名詞でございますが、幾つかの訳はありますけれど、代理機能性というのがこれにふさわしい訳かと思えます。よろしいでしょうか。

○井岡委員長 次に、奈良県の消防広域化の推進について、知事公室次長からご報告願います。

○松丸知事公室次長消防救急課長事務取扱 それでは、消防の広域化の取り組み状況についてご報告を申し上げます。資料「奈良県の消防広域化の推進について」をお願いいたします。

まず、1の目的は変わっておりません。地震、台風など大規模化する災害、救急搬送の増加などに対応していくため、総務・通信部門の一元化・スリム化によって現場部門の人員配置を手厚くする。あわせて組織全体の合理化を図っていくことを目的としております。

2の経緯でございます。平成24年5月16日の第7回の総会におきまして、奈良市、生駒市を除く37市町村で消防広域化と無線のデジタル化をセットで推進していくこと。それから2つ目、中和広域消防組合消防本部に本部及び指令センターを置く。それから3つ目、広域化に係る基本方針、今後のスケジュールについて、37の市町村長で基本合意がなされました。これをもとに新消防本部の体制、職員配置計画、経費負担等、広域消防運営計画策定に必要な事項につきまして、その後、11消防本部、事務局、市町村に、県も加わって協議を重ねてまいりました。そして、11月12日、11消防本部の管理者の会である小委員会におきまして計画案とスケジュールが確認、合意されたところでございます。

それで、今後のスケジュールですが。平成24年12月25日に開催予定の総会におきまして、広域消防運営計画案につきまして承認をいただいた後、平成25年3月の総会におきまして組合格約の合意、そして、6月に各市町村議会で規約の議決をいただく、そして、7月に協定書の調印と、そして知事許可をいたしまして、9月に組合設立といったスケジュールを進めていこうということで確認がなされております。

2ページ、消防広域化に係る基本的な事項でございます。運営計画の中のにせます基本的な事項でございます。①段階的統合でございます。平成25年9月には、一部事務組合

として組合を設立するわけでございますが、すべての部門を一度に統合すると現場の混乱を招くおそれがございます。したがって段階的に統合していくこととしております。まず、平成25年に消防本部の総務部門を統合いたします。次に、通信部門、この通信部門につきましては、無線のデジタル化の期限が平成28年5月となっております。現在、今年度中に実施設計を終えまして平成25年度から工事を開始、そして平成27年度末をもって工事を完了させます。そして平成28年に通信部門をくっつけていくこととしています。その5年後の平成33年に現場部門という形で組合は1つになりますが、段階的に統合を行っていきたいと考えております。

2つ目、②組合の組織でございます。管理者それから副管理者2名、知事には顧問として就任いただくということです。また、組合の組織運営に関する合議機関といたしまして、現行の11本部の代表者で構成する運営協議会を設置することとしております。また、消防本部は4部1室体制、課は10課を予定しております。4部1室10課体制といたしまして、組合議会は定数を25名程度とし、市町村の長及び議会議員より輪番で選出することとしております。

3つ目、③体制でございます。消防本部の現行体制は1,289名でございます。これは広域化後、平成33年には1,226名程度を考えております。内訳として、現行11本部にある総務部門、これを1本部にすることで276名から120名に、通信部門は現行94名を40名に、合計210名の削減を考えております。削減した210名のうち147名を現場の消防署所へ配置する。これによって現場の消防力を強化していく。あわせて63名削減をいたしまして、4億円程度の費用の削減を見込んでおります。市町村の負担軽減につながるものと考えております。

3ページ、統合後のイメージ図でございます。新消防本部を予定しております、中和広域消防本部の写真でございます。中和を除く現在の消防本部を、仮称ではございますが、代表消防署といたしまして、そのほかの消防署、分署、出張所などは現行のままでございます。

続きまして、⑤消防通信施設整備についてでございます。これは11本部が単独で整備した場合、指令センターを11カ所整備する必要があります。基地局も24カ所が必要となります。総事業費が38億円と50億円で88億円、財源として地方債を充当することによって、39億円の交付税が入ってまいります。これを差し引きしまして49億円もの実質負担となります。しかし、広域化によりますと、指令センターは1カ所で済みます。

基地局も10カ所程度で対応できます。こういったことで総事業費が47億円、地方債を充てますと地方交付税が21億円入ってまいりまして、実質負担が26億円と、約半分ぐらいの事業費でおさまります。それで、各市町村が広域化に向けて努力されているということで、県といたしましても市町村が10年間返済される起債償還金に対して2分の1の助成を検討しているところでございます。また、あわせて8月と今月の14、15日に国にも広域化に対する支援について、強く要望を行ってきたところでございます。

次の4ページ、広域消防運営計画の案の骨子でございます。①消防本部・指令センターは、先ほど申しましたように中和に本部を置きます。それから、組織・人員体制は先ほど申し上げたとおりでございます。次に、勤務体制及び給与調整でございます。署所の勤務体制は現場が混乱しないように当面、現行体制を維持します。全体統合後には統一した勤務体制を構築します。それから、給料表は現在、11本部すべてが国の行政職給料表の6～8級制を採用しております。したがって広域化後は8級制で統一をいたしまして、平成25年度の発足当初より給与を一元化してまいります。また、新組織における階級、職務級に基づく定数管理なども行ってまいります。

それから、経費負担でございます。人件費、署所の経費は現行消防本部単位での自賄い方式を基本とし、人件費以外の消防本部経費、事務経費等につきましては、基準財政需要額割等によって按分にします。それから、初期費用、イニシャルコスト、これは給与システムや財務システムの統一費用、これがかなり大きな金額です。合わせて看板のつけかえ等、2億円程度かかると見込んでいますが、これについては基準財政需要額割を基本として按分してまいります。それから、全体統合後には、経費負担は消防本部単位を基本とする職員配置割、これが一番自賄いに近い形でございますので、職員配置割数で按分すること基本とするとしております。

次に、財産の取り扱いでございます。土地、建物・車両等は無償で持ち寄り方式で行う。債務もそのまま市町村に帰属していく。それから、新規の施設整備、これは既に計画されているところは2カ所ございます。こういったところも自賄い方式を基本として負担していただく。

消防署所の再編、これは新組織の設立に際しては、署所の再編、統廃合は行わないこととしております。

以上が広域消防運営計画案の骨子でございます。

5ページ、消防広域化の必要性和メリットはスケールメリットがございます。災害時の

初動、増援体制の強化、あるいは現場到着時間の短縮など、住民サービスの向上に向けた広域化のメリットをうたっております。この資料は平成24年5月16日の協議会総会において確認されたものでございます。参考として添付させていただいております。

県といたしましては、今後も広域化実現に向けて積極的に市町村をリードしてまいりたいと思っております。ご支援いただきますよう、どうぞよろしく願いをいたします。以上でございます。

○井岡委員長 次に、ふるさと知事ネットワーク、J-VER制度の税制上の優遇措置について、林業振興課長からご報告願います。

○馬場林業振興課長 それでは、ご説明させていただきます。資料「J-VER制度の税制上の優遇措置について」をお手元にお出しく下さい。ふるさと知事ネットワークの活動成果としてJ-VER制度の税制上の優遇措置の実現についてご説明いたします。

資料の1ページ、自立と分散で日本を変えるふるさと知事ネットワークでは、共同研究プロジェクトとして、平成22年5月から森林吸収量市場取引制度研究プロジェクトを立ち上げまして、国内林業の活性化と地球温暖化対策としての森林整備・保全のために、より多くの資金が還流される仕組みとしてJ-VER制度を調査研究してまいりました。

資料2ページ、J-VER制度とは、カーボン・オフセットの普及のため、国内の森林整備によって生じた森林吸収量等を認証する制度として環境省が平成20年に創設したもので、例えば森林所有者等が行う間伐、植林などの森林整備による二酸化炭素の吸収量を認証しましてクレジットとして企業に売却することで、森林整備に必要な資金の供給を受けるものでございます。

3ページ、森林吸収量市場取引制度研究プロジェクトの研究成果を踏まえまして、ふるさと知事ネットワーク内に設置する新たな国づくり税制調査会において、J-VER購入経費を法人の損金対象とする税制提言を含む新たな国づくりのための税制を平成24年5月に取りまとめました。同年7月に奈良県、福井県、鳥取県、島根県の4知事が環境省ほか関係機関に対して提言活動を実施したところ、10月には環境省と国税庁との協議の結果、J-VERを償却した場合に国等に対する寄附金として損金の額に算入することが認められることになりました。これによりJ-VER購入の動機づけにつながり森林整備に必要な資金が供給され、地域に優しいふるさとの森づくりの推進が期待されるところでございます。

以上で、J-VER制度の税制上の優遇措置の実現についてのご説明を終わらせていた

できます。

○井岡委員長 それでは、ただいまの報告、その他の事項も含めまして、質疑等があればご発言願います。

○藤野委員 3点質問させていただきます。

まず、初めに広域行政調査特別委員会資料の、2ページ、第27回関西広域連合委員会の内容ですが、その他に首都機能バックアップ構造の構築に関する取り組みという報告があるので、資料がありましたら詳細を報告いただきたいと思います。

それと、第93回近畿ブロック知事会議の概要の中で、5ページのその他、地方税体系の充実強化についてということで、主な議論の中で大阪府が地方法人特別税の維持については反対の立場であるということが記載されているのですが、詳細についてお尋ねしたい。

3番目には、国の出先機関に関するところで、これは関西広域連合委員会では議論がなされているところがございますけれども、知事会では、この国の出先機関についての議論は現在されておられるのでしょうか、その点について、3点だけお聞きいたします。

○井岡委員長 知事会というのは全国知事会、それとも近畿だけですか。

○藤野委員 近畿です。

○井岡委員長 首都機能と地方税。

○青山政策推進課長 首都機能バックアップ構造に関する取り組みについてということで、平成24年11月22日に関西広域連合委員会で話し合われておられます。資料として出ておりますのは、平成24年度の取り組み状況ということで経済界との連名で、関西での首都機能バックアップ構造の構築に関する意見の提出を平成24年6月にされたということです。それから、首都機能バックアップ構造の構築に関する調査の実施ということで、関西経済連合会とか大阪湾ベイエリア開発推進機構と連携して調査を行っているということでございます。その調査の内容としては、委託をされましてバックアップすべき業務の範囲の整理や、バックアップすべき業務の実施に必要な資源の調査の検討、要因や施設を調査されているという報告をされておられます。今後のスケジュールですけれども、広域連合委員会の資料では、平成25年2月中に国への提案をして3月の広域連合委員会でその検討結果の報告をされるということです。

それから、地方法人特別税の関係ですけれども、内容としましては今の地方法人特別課税の分で、地方税である法人事業税を、その一部を一たん国に吸い上げて、それを例えば人口等の比率で配分をしているということになっているのですけれども、大都市圏域の方

は、結果とすると地方法人特別税を国税としてとられていますので、本来、地方に入る税金から考えると大都市地域は税金が減ってしまうということです。国へ納められた法人特別税は譲与税として配分されることになっておりますので、大都市圏域以外のところは、税収がその分だけふえることになっています。今、法人事業税などは大都市圏域と、地方の部分で格差がかなりありますので、その格差是正のためにされていることになっているのですけれども、大阪や東京などの大都市の方は、それについてはやはりどちらかというところと反対の立場です。ただ全国の知事会などでは、格差是正がきちんとなされるまでの間は、その部分については維持をしてほしいという言い方をされています。

それから、もう1点の、近畿ブロック知事会では国の出先機関の議論というのは特にされておられません。以上でございます。

○藤野委員 1点目の首都機能バックアップ構造の構築に関する取り組みについては、また後でそれに関する資料をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

それと、地方法人特別税の維持について反対の立場で、大阪府が地方税体系の充実強化についてやられるということで、大都市としての立場でおっしゃっておられると理解をしていますけれども、ここは我々、奈良県の思いと大阪府は違うなと確認をさせていただいた次第です。

最後に、国の出先機関について、これは全国知事会でも特にこのような議論はなされていないということですか。それも確認したいと思います。

○青山政策推進課長 国の出先機関の関係は全国知事会では、先ほど知事公室長から説明のありましたとおり、国の特定地方行政機関の事務等の移譲に関する法律案の閣議決定を受けてということで、声明を出されておられます。全国知事会の中では地方分権は確かに必要であるということでは言っています。その一連の流れの中で国の出先機関の関係の議論も出てきておりますけれども、ただ、いろいろな地方、それぞれの地域、地域で、例えば今ですと四国や九州、中国地方であったり、その中での知事会というのは、確かに国の出先機関の関係の議論はなされておられますけれども、被災されている東北地方などそういうところではどちらかというところと慎重なご意見も持っておられるということになっております。

○藤野委員 最後に、参考にお聞きしたいので、わかる範囲で結構でございますけれども、今の知事会以外の地方六団体の出先機関に関する議論はなされておられるのでしょうか。

○青山政策推進課長 地方六団体の中で、知事会、県議会議長会、市長会、町村会、それ

それぞれの機関について、議会の方の動きまでは把握しておりませんが、市長会、町村会の中ではかなり議論はされてると聞いております。今の声明でも例えば全国市長会では、今の閣議決定がされたときに、例えば大規模災害時の緊急時における危機管理体制や迅速な復旧・復興をはじめとする機動的な対応がうまくできないのではないかとか、移譲対象事務の範囲について法律上明確にすべきであるにもかかわらず、その全体像が明らかでないとか、具体的な財源措置のあり方などがまだはっきりしてないのではないかとか、管轄区域の整理、統合や国の関与の重要事項について示されてないということで、いろいろと問題を指摘されておられるところであります。

それから、全国町村会でも災害時の危機管理体制等が現実に機能するか懸念されているとか、手挙げ方式で一つの国の中で特定広域連合が担う地域と、引き続き国が担う地域とが混在しますので、強力な体制が維持できるのかという十分な検証が必要であるとか、特定広域連合内のインフラ整備等の利害調整がうまくいくのか疑問が残るという懸念もございまして、先ほど知事公室長が申し上げましたとおり閣議決定がされた日に、まことに遺憾であるとか、極めて遺憾であるという声明を出されています。

○今井副委員長 消防の広域化の問題についてお尋ねしたいのですが、前回に示していただいたものが平成24年12月に各市町村の調印を行うというスケジュールで、議会の議決が後になるということで、私は順番が違うのではないかとということを取り上げさせてもらったのですが、その後、各議会とか自治体に説明に行くと言われておりまして、説明に行かれてどのような意見が出ているのかをお伺いしたいと思います。それで、資料を見ましたら、協定書の調印が平成25年7月ということで7カ月ほど先になったのですが、このようになった経緯についてお尋ねをしたいと思います。

それともう一つは、関西広域連合の関係ですが、衆議院の内閣委員会で、奈良県が不参加の関西広域連合が国に出先機関の移譲を求めていることについて、奈良県の加入が前提というような認識を樽床総務大臣が言われたということが新聞等で報道をされておりますけれども、そのことで県に何か具体的に総務省から話がかかっているのかどうか、その点をお尋ねしたいと思います。

○松丸知事公室次長消防救急課長事務取扱 1点目、調印については、平成24年6月議会の広域行政調査特別委員会のときに、12月の総会で計画の承認をいただいて、その後調印という形でスケジュールを組んでおられました。ところがいろいろな市町村から、やはり議会にきちっと説明して議会の理解を得た上で調印という形をとった方がいいという

ご意見が多数出まして、平成24年11月12日の小委員会の中でスケジュールを変更してという形で、平成25年6月の市町村議会で規約の議決をいただいた後で調印した方がいいという意見がございまして、スケジュールの変更がなされたものでございます。

それと、私も前の委員会のときにそれぞれの市町村を回ってということも説明させていただきました。平成24年11月12日の小委員会を受けまして、計画合意を得ましたので、それをもとに現在、先週から市町村に説明に入っております。協議会の事務局と、県も入りまして、37市町村の首長、それから総務部長も入っていただいて、事務当局も入って、説明に回っているところでございます。できましたら12月の議会までにすべて37市町村回っていきたい、このように考えています。したがって、こういった意見が出ているかについては、まだ説明してご理解をいただいているところでございます。以上でございます。

○青山政策推進課長 今井委員のご質問ですけれども、樽床総務大臣のご発言ですが、それに関しましては、特に総務省の方からは何も照会等は来ておりません。

○梶川委員 ふるさと知事ネットワーク、さきほど青山政策推進課長に関西広域連合に対してふるさと知事ネットワークというのは何をするのかという質問をしたいと思ったのですが、今ここに来たらこういうのが出ているからこれはこれでいいのですけれども、リーダー県、鳥取県の下で共同研究プロジェクト、森林吸収量市場取引制度とあるのですけれども、幾つかテーマが決められて、今回はたまたま鳥取県が新年度に向けて何か要望なさるというようなことなのか。そういうテーマというのはどんなものがあるのですか。僕はこれは難しいとは思うのだけれど、この前の決算審査特別委員会でも、例えばオスプレイ配備などに、少し物を言ってきたらどうですかと、荒井知事がいらっしゃった時に言ったのだけれど、それは、知事は昔、運輸省にいたときの話をなさっていたけれども、これだけの面々が集まったプロジェクトですから、そういうテーマをなさったらいいと思うのですが、とりあえず今、当面はこれだけがテーマなのか、幾つか検討されているものがあるのかどうか、今ここでいきなり出されてもちょっと読んだだけではすぐ理解できないのだけれど、その点ふるさと知事ネットワークが何をなさろうとしておるのか、奈良県は関西広域連合に入っていないのですけれども、こっちに入っているということで、その点今上がっているテーマがあれば聞かせてほしいし、何をしようとしているのかといったら何ですけれども、一応ふるさと知事ネットワークも存在価値を示さないといけないと思うので聞きたいです。以上です。

○青山政策推進課長 ふるさと知事ネットワークでございますけれども、梶川委員がおっしゃっていただきましたとおり13県知事で構成されております。福井県知事によびかけにより平成22年1月に設立をしております。ふるさと知事ネットワークはどのようなことをやっているのかご紹介させていただくと、政策提案、提言をしていこうという考え方で、たとえば提案、提言としましては平成23年8月に奈良県でふるさと知事ネットワークを開催しましたが、その時には新しい国づくりに関する共同宣言、奈良宣言とっておりますが、東日本大震災の関係で被災された方々が将来に向かって安心して暮らせる社会の構築をめざすという共同宣言を採択しました。今成果で説明させていただきました、新たな国づくりのための税制調査会を設置しております。今年の7月に奈良県、福井県、鳥取県、島根県の4県の知事が政府税制調査会とか各省に税制の提言について説明をいたします。

たとえば産業の空洞化の防止や少子高齢化問題の解決ということで、企業の国内分散を促進する優遇税制の設立とか三世帯同居を促進する優遇税制、地方の資源を生かして我が国の環境・エネルギー問題を解決するための税制ということで、今説明させていただきました、J-V E R制度の普及拡大、低燃費産業にするための優遇税制の創設などの税制の提言をやっています。それから、共同研究として平成22年度から2年間かけて10の共同プロジェクトで各府県それぞれが集まり、奈良県でいくと効果的な健康づくりの施策検討ということで、それぞれの県があつまっているいろいろな施策を考えそれぞれの県で実行していくという共同研究、また平成24年度から新たなプロジェクトを立ち上げ、10のテーマでスタートしております。その他の提携事業でいきますと、例えば東京のまほろば館でアンテナショップで農産物の直売、相互販売、首都圏での共同販売をしております。

ふるさと知事ネットワークで若手職員が集まりいろいろなテーマを定め、本県はP D C A マネジメントサイクルをやったのですが、若手職員が集って切磋琢磨するものをやっておりますし、今後ですが商工会議所をとおしての連携をやっていこうと考えています。

ふるさと知事ネットワークは単なる国への要望という形でなく、それぞれの地方の課題を考え、どうやって解決していったらよいかという国に対して政策提言をしていこうというスタンスでふるさと知事ネットワークを進めていこうとしているところです。

○梶川委員 一通り説明していただきましたので、ぜひ存在価値を示しながらしっかりやってほしいと思います。以上です。

○井岡委員長 ほかに何かございませんか。

なければ、これで質疑等を終わります。

それでは次に、本日の委員会を受けまして委員間討議を行いたいと思います。

本日出席の理事者の同席を求めています。よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

議論の方向についてですけれども、事前に、別にその書類をごらんになっていただいています。

まず、別紙の危機発生時の相互応援に関する基本協定について、何かご意見がございましたら、いただけませんか。ございませんか。

次に、もう一つですけれども、国の出先機関の権限移譲の地方移管についてですけれども、今回、閣議決定をされたけれども国会へは提出されなかったということです。それと、市町村の追加修正がされたところと、それから、今、政党間での争点にもなっておりますが、これについて何かご意見ございませんか。選挙中でありまして、自民党が地方移管について反対されていますので、選挙が終わってからということでもよろしいですか。

(「はい、結構です」と呼ぶ者あり)

それから、もう一つ道州制についてですけれども、衆議院が解散し、12月16日投票となっておりますけれども、道州制の実現を公約に盛り込む政党もあり、今後、国においては道州制に関する議論の高まりが予想されます。しかし、関西広域連合では設立に当たって道州制に転化しないことを申し合わせております。しかし、4政令市が加入しまして、4政令市が道州制を見据えた広域連合を想定しております。二条城宣言というのを4政令市が宣言されております。今後、自治体の集合体である関西広域連合と道州制の関係についてどう考えるかというのが重要ではないかと考えておりますが、何かもしご意見がございましたら、この議論についてお願いします。

(「議論難しいな」と呼ぶ者あり)

○藤野委員 関西広域連合と道州制を結びつけての議論という委員長のお言葉もあったのですけれども、決して結びつけるということは必要がないのではないかと考えています。当然ながら関西広域連合が道州制に向けてという動きも一部の方はあるかも知れませんが、決してそうではなく、関西広域連合の中で関西全体の発展を議論していくことのみにとどめるということで入っておられる府県もあると思いますので、そこは切り離して行えばいいのではないかと。ただし道州制の内容については、それぞれ皆さん考えをお持ちでありますので、一度、中立の立場のもとで講師の先生がおられるならば、共通し

たお話を皆さんお聞きするのも一つの方法かなと思います。そうはいつでも奥山委員おっしゃるように選挙が近いのもよくわかっています。以上です。

○井岡委員長 よろしいですか、ほかにご意見はありませんか。

確かに関西広域連合と道州制は別と考えて、また道州制のことについても勉強しないといけないと思っておりますし、今、関西広域連合の首長さんの中でも相反することをいっばい言われておりますし、政党も分かれるみたいですし、そんな中で流動的なことがございますので、選挙が終わってから、関西広域連合と別に道州制というものを今後どう考えるのかということをお勉強したいということをお考えさせていただきたいと思っております。それでよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、ほかにご意見がないようですので委員間討議を終わりたいと思っております。

それでは、これをもちまして本日の委員会を終わります。